

アミティエ・グルマンド 会則

第1章 総則

【用語の定義】

第1条

- (1) フランス料理文化センター（以下 **FFCC**）は、日本におけるフランス料理文化振興を目的とし、研修・講習等を行う組織。東京ガス株式会社（以下 **東京ガス**）が出資する。
- (2) アミティエ・グルマンド（以下 **本会**）は **FFCC** の卒業生を中心に構成される会員間の交流団体。

【事務局】

第2条 本会は、主たる事務所を「神奈川県横浜市中区羽衣町1丁目2番1号 東京ガス 関内ビル1階 厨BO!YOKOHAMA内」に置き、会の業務全般を執行する。

【東京ガスとの関係】

第3条 東京ガスは、本会に対し事務局の場所及びスタッフの提供、並びにセミナー開催における費用負担等の支援を行う。この支援内容に変更が生じる場合は、東京ガス及び幹事会による協議の上、別途合意するものとする。

第2章 目的と活動

【目的】

第4条 本会は会員相互の交流を通じて、料理や飲食業に関する知識と技術の向上を図り、会員のキャリアアップに貢献することを目的とする。

【活動】

第5条 本会は、目的を達成するために次の活動を行う。

- (1) 会員向け講習会等の開催
- (2) メールマガジンによる情報の発信
- (3) その他、目的達成に必要な活動

第3章 会員

【資格】

第6条 会員の資格は以下のように定義する。入会資格の確認は、事務局が行う。なお本会の会員は、本会の目的に賛同するものとする。

- (1) 正会員 フランス料理文化センター主催の留学・国内研修コース卒業生、および飲食業界に関わり、本会の目的に賛同する者。

(2) 特別会員 東京ガス株式会社

【入会】

第7条 正会員となるためには、本会所定の様式による申込みを行い、入会費 3,000 円を納入するものとする。なお、年会費は徴収しない。

【会員の資格喪失】

第8条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 死亡し、若しくは失踪宣言を受け、または解散したとき
- (3) 継続して2年以上にわたり名簿登録先へ連絡がとれないとき
- (4) 会員が会の目的に反する行為、または他の会員に迷惑をかける行為をしたとき
(本号に該当する場合は、幹事会の議決に基づき除名する。)

【退会】

第9条 会員はいつでも退会することができる。退会する場合は事務局に申し出るものとする。

第4章 運営

【総会・幹事会】

第10条 会員の交流を図るため、原則、総会を年1回以上開催する。その他、必要に応じて幹事会を開催する。総会の開催は幹事会が決定する。

【幹事】

第11条 幹事は会員の中から5名以上が選出される。任期は2年間とする。再選の場合は任期継続とする。

【会長、副会長】

第12条 会長(1名)、副会長(1名)は幹事会より選出され、本会を代表する。

【幹事会】

第13条 幹事会は本会の活動、会計計画の検討と承認を行うものとする。

第5章 会計

【会計年度】

第14条 会計年度は4月1日から3月31日までとする。

第6章 解散

【解散】

第15条 本会は幹事会および特別会員の起案に基づき、会員の半数以上の合意を持って解散することができる。メール等で決議をとる際は、一定期間内に回答がない場合は同意したものとみなす。

【残余財産の分配】

第16条 本会が精算する場合において有する残余財産は、幹事会及び特別会員の起案により、会員の半数以上の合意をもって決定する。原則として、本会と類似の事業を目的とする団体に贈与するものとする。

第7章 付則

【付則】

第17条 この会則に明記されていない事項は必要に応じて幹事会で決定する。

第18条 この会則は令和7年4月1日から施行する。